

第95回 定時株主総会 招集ご通知

開催
日時

2025年1月30日（木曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催
場所

東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール

会場が前回と異なっておりますので、
お間違いのないようご注意ください。

目次

第95回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 5名選任の件	
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件	
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	
第5号議案 役員賞与の支給の件	
事業報告	16
連結計算書類	35
計算書類	37
監査報告書	39
株主総会会場ご案内図	

巴工業株式会社

証券コード：6309

(証券コード 6309)
2025年1月14日
(電子提供措置の開始日 2025年1月6日)

株 主 各 位

東京都品川区北品川五丁目5番15号

巴工業株式会社

代表取締役社長 玉 井 章 友

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第95回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.tomo-e.co.jp/ir/gmeeting.html>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「巴工業」または「コード」に当社証券コード「6309」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、書面の郵送またはインターネット等の電磁的方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討の上、3頁に記載のいずれかの方法により2025年1月29日（水曜日）午後5時40分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年1月30日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都品川区北品川五丁目5番15号
大崎ブライトコア3階
大崎ブライトコアホール
会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。
（末尾に株主総会会場ご案内図を記載しております。）

3. 目的事項

- 報告事項** (1) 第95期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第95期（2023年11月1日から2024年10月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

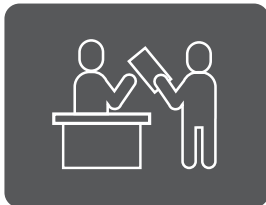
- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 役員賞与の支給の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、および計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条第2項の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、当該書面は、監査等委員会および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合



株主総会
開催日時

2025年1月30日（木曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。

なお、この場合は、議決権行使書用紙とともに委任状のご提出が必要となります。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送による議決権行使



議決権行使期限

2025年1月29日（水曜日）午後5時40分到着

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

なお、議案につきまして賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いさせていただきます。

インターネットによる議決権行使



議決権行使期限

2025年1月29日（水曜日）午後5時40分まで

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、賛否をご入力ください。

議決権行使書面上にスマートフォン用QRコード（ID・パスワードの入力不要）を記載しております。

なお、詳細につきましては、次頁をご参照ください。

議決権行使のお取り扱い

- 書面とインターネットにより、議決権を重複して行使された場合は、インターネットによる行使を有効といたします。また、インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われた行使を有効といたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使ウェブサイト（下記URL）へのアクセスによる議決権行使について

「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）へのアクセスにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力の上、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更していただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使の手順について

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセス**
「次へすすむ」をクリック
- 2 ログインする**
お手元の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コードを入力し、「次へ」をクリック
- 3 パスワードを入力**
お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力した上で、新パスワードを入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

パスワードのお取り扱い

- パスワード（株主様が変更されたものを含みます。）は、今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

機関投資家様向け議決権電子行使プラットフォームについて

株式会社ICJが運営する機関投資家様向け議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、インターネットによる議決権電子行使の方法として、前記による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

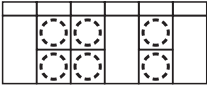
スマートフォン用QRコード読み取りによる議決権行使について（「スマート行使」）

スマートフォン用QRコード読み取りにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます（ID・パスワードの入力は不要です）。

※「スマート行使」による議決権行使は 1回限り です。

※「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正される場合は、お手数ですが左記の方法（議決権行使ウェブサイトへのアクセス）にてご修正いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙イメージ図

議決権行使書		お願い
		
		

お問い合わせ先

みずほ信託銀行 証券代行部

 0120-768-524（年末年始を除く午前9時～午後9時）

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、現行の中期経営計画期間（2023年10月期～2025年10月期）において、健全な財務体質の維持を図りつつ、中長期的な業績見通しや事業戦略等を総合的に勘案した上で、連結配当性向40%以上を目標として安定的な配当を実施することを利益配分に関する基本方針としております。

当期の期末配当は、この方針のもと、財務体質の状況および当期の業績と今後の見通し等を勘案し、前期に比べ12円増配となる1株につき82円とさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金82円	総額818,217,320円
-----------------	----------------

なお、中間配当金として1株につき63円をお支払しておりますので、当期の年間配当金は1株につき145円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年1月31日

2. 剰余金の処分にに関する事項

内部留保につきましては、将来の事業展開に備え、経営基盤の強化を図るため、次のとおりとさせていただきますと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	1,500,000,000円
-------	----------------

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	1,500,000,000円
---------	----------------

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものです。なお、指名・報酬諮問委員会は取締役会からの諮問に対し、各候補者の業務執行状況、業績、知見、経歴等の要件に照らし取締役として適任であると答申しております。また、監査等委員会は、同要件に照らして各候補者が取締役として適任であると判断しております。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏 名		当社における現在の地位および担当等	属 性	取締役会への出席状況
1	た ま い 玉井	あ き と も 章友	代表取締役社長	再 任	100% (22回／22回)
2	し の だ 篠田	あ き よ し 彰 鎮	取締役 常務執行役員 機械本部長	再 任	100% (22回／22回)
3	あ ず ま 東	て つ ゆ き 徹 行	取締役 常務執行役員 化学品本部長	再 任	100% (22回／22回)
4	ふ じ い 藤井	お さ む 修	取締役 執行役員 総務部および業務部担当	再 任	100% (22回／22回)
5	き っ た 橘田	か ず ゆ き 一 幸	取締役 執行役員 経理部および経営企画部担当	再 任	100% (22回／22回)
新 任	新任取締役候補者		再 任	再任取締役候補者	
社 外	社外取締役候補者				
独 立	証券取引所等の定めに基づく独立役員				

候補者番号

1

た ま い

玉井

あ き と も

章友

(1957年2月12日生)

再任

■所有する当社の株式数

28,210株

■略歴、地位、担当

1980年4月 日本国土開発株式会社入社
 1988年4月 エルケム・ジャパン株式会社入社
 2000年4月 当社入社
 2005年11月 当社化学品本部工業材料部長
 2011年1月 当社取締役
 当社化学品本部副本部長（合成樹脂部、工業材料部および化成部品担当）
 巴物流株式会社代表取締役社長
 2012年11月 巴恵貿易(深圳)有限公司董事長

2013年1月 当社化学品本部副本部長（合成樹脂部および工業材料部担当）兼中国事業推進室長
 2017年11月 当社化学品本部副本部長（合成樹脂部および工業材料部担当）
 2018年1月 当社常務取締役
 当社化学品本部長
 2021年1月 当社専務取締役
 当社機械本部長
 2023年1月 当社代表取締役社長（現任）

■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業および化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2023年1月に代表取締役就任以降は当社グループの統括経営責任者として適切に職務を遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

し の だ

篠田

あ き よ し

彰鎮

(1961年8月23日生)

再任

■所有する当社の株式数

24,961株

■略歴、地位、担当

1985年4月 社団法人日本海事検定協会入社
 1989年9月 当社入社
 2011年11月 当社大阪支店化学品営業部長
 2014年4月 当社化学品本部化成部品部長
 2015年1月 当社取締役
 当社化学品本部副本部長（機能材料部および電子材料部担当）兼化成部品部長
 2015年4月 当社化学品本部副本部長（機能材料部、電子材料部および化成部品担当）

2018年1月 当社化学品本部副本部長（化成部品、電子材料部および合成樹脂部担当）
 巴物流株式会社代表取締役社長
 2021年1月 当社常務取締役
 当社化学品本部長
 2021年3月 巴恵貿易(深圳)有限公司董事長
 2023年1月 当社取締役 常務執行役員（現任）
 当社機械本部長（現任）
 2023年11月 Tomoe Engineering USA, Inc. President（現任）

■取締役候補者とする理由

当社の機械製造販売事業および化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2015年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

あずま

てつゆき

再任

3

東

徹行

(1960年8月16日生)

■所有する当社の株式数

12,947株

■略歴、地位、担当

1984年4月	当社入社	2019年11月	当社化学品本部副本部長（機能材料部、工業材料部および鉱産部担当）
2009年11月	当社化学品本部機能材料部長	2021年1月	巴物流株式会社代表取締役社長
2018年1月	当社取締役 当社化学品本部副本部長（機能材料部および工業材料部担当）兼機能材料部長	2023年1月	当社取締役 常務執行役員〔現任〕 当社化学品本部長〔現任〕
2018年4月	当社化学品本部副本部長（機能材料部および工業材料部担当）		

■取締役候補者とする理由

当社の化学工業製品販売事業を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2018年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

ふじい

おさむ

再任

4

藤井

修

(1963年12月10日生)

■所有する当社の株式数

12,487株

■略歴、地位、担当

1987年4月	当社入社	2020年11月	当社総務部および業務部担当
2013年4月	当社総務部長	2022年1月	当社総務部および業務部担当兼総務部長
2020年1月	当社取締役 当社総務部および業務部担当兼総務部長	2023年1月	当社取締役 執行役員〔現任〕
		2023年11月	当社総務部および業務部担当〔現任〕

■取締役候補者とする理由

当社の管理部門を中心に業務全般に豊富な業務知識と経験を有しており、2020年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

■略歴、地位、担当

1987年4月	株式会社富士銀行入行	2023年1月	当社取締役 執行役員〔現任〕
2015年4月	株式会社みずほ銀行仙台支店支店長		当社経理部および経営企画室担当兼経理部長
2019年2月	当社入社	2023年11月	当社経理部および経営企画室担当
2019年11月	当社経理部長	2024年4月	当社経理部および経営企画部担当〔現任〕

■取締役候補者とする理由

財務および会計に関する豊富な知識と経験を有しており、2023年1月に取締役就任以降は取締役の職務全般を適切に遂行していることから、当社取締役として適任であると判断し、引き続き取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数には、巴工業役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填の対象外とする等の免責事由があります。保険料は、すべての被保険者について、当社が全額負担しております。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時に同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものです。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名	当社における現在の地位および担当等	属性	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況
1	矢倉 敏明	取締役（監査等委員）	再任	100% (22回／22回)	100% (16回／16回)
2	八尋 研治	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立	100% (22回／22回)	100% (16回／16回)
3	杉原 麗	社外取締役（監査等委員）	再任 社外 独立	100% (22回／22回)	100% (16回／16回)
4	越智 多佳子	－	新任 社外 独立	－	－
新任	新任取締役候補者	再任	再任取締役候補者	社外	社外取締役候補者
独立	証券取引所等の定めに基づく独立役員				

候補者番号	やくら としあき	再任
1	矢倉 敏明（1958年5月31日生）	■所有する当社の株式数 18,151株

■略歴、地位、担当

1981年4月	株式会社富士銀行入行	2015年1月	当社取締役
2008年4月	株式会社みずほコーポレート銀行米州事務部長		当社経理部および経営企画室担当兼経理部長
2012年10月	当社入社	2019年11月	当社経理部および経営企画室担当
	当社経理部専任部長	2023年1月	当社取締役（監査等委員）〔現任〕
2014年4月	当社経理部長		

■取締役候補者とする理由

当社の業務執行取締役として経理部および経営企画室担当取締役を経験しており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しているとともに、2023年1月に監査等委員である取締役に就任して以降は、監査等委員である取締役として当社のコーポレート・ガバナンス強化への寄与など職務全般を適切に遂行していることから適任であると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。

候補者番号

2

や ひ ろ

八尋

け ん じ

研治

(1959年11月24日生)

再任

社外

独立

■所有する当社の株式数

3,035株

■略歴、地位、担当

1983年 4 月 安田生命保険相互会社入社

2014年 4 月 明治安田生命保険相互会社契約サービス部長

2017年 4 月 明治安田損害保険株式会社取締役アンダーライ
ティング部長

2018年 4 月 同社執行役員アンダーライティング部長

2020年 4 月 明治安田オフィスパートナーズ株式会社ビジネスサ
ポート部部次長

2021年 1 月 当社社外取締役（監査等委員）〔現任〕

■社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

長年にわたり生命保険および損害保険業務に携わるとともに会社経営の経験有しており、取締役会においてその専門的見地から適宜意見を述べるなど、意思決定の妥当性、業務遂行に対する監督等について適切な役割を果たしていただいております。これらのことから当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

候補者番号

3

す ぎ は ら

杉原

れ い

麗

(1958年10月25日生)

再任

社外

独立

■所有する当社の株式数

198株

■略歴、地位、担当

1986年 4 月 東京地方裁判所判事補任官

1995年 4 月 東京弁護士会弁護士登録

1996年 1 月 古賀法律事務所入所

2006年 6 月 霞総合法律事務所に名称変更
同パートナー弁護士

2015年 3 月 立川ブラインド工業株式会社社外監査役

2020年 6 月 ウシオ電機株式会社社外取締役（監査等委員）
〔現任〕2023年 1 月 当社社外取締役（監査等委員）〔現任〕
霞総合法律事務所弁護士〔現在に至る〕

(重要な兼職の状況)

ウシオ電機株式会社社外取締役（監査等委員）

■社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、取締役会においてその専門的見地に基づく意見に加え、ダイバーシティ推進に必要な助言を適宜述べるなど、意思決定の妥当性、業務遂行に対する監督等について適切な役割を果たしていただいております。これらのことから当社のコーポレート・ガバナンス強化に寄与いただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としております。

■略歴、地位、担当

1992年10月	英和監査法人（現有限責任あずさ監査法人）入社	2018年12月	有限責任大有監査法人入社
1996年10月	監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社	2023年6月	Jトラストグローバル証券株式会社社外監査役〔現任〕
1997年4月	中央コーパス・アンド・ライブランド・アドバイザーズ株式会社入社	2024年2月	株式会社キユーソー流通システム社外監査役〔現任〕
2001年4月	まぐクリック株式会社入社		（重要な兼職の状況）
2002年4月	越智公認会計士事務所設立〔現在に至る〕		Jトラストグローバル証券株式会社社外監査役
2012年10月	越智多佳子税理士事務所設立〔現在に至る〕		株式会社キユーソー流通システム社外監査役

■社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士および税理士として財務、会計ならびに監査業務に精通しており、当社の社外取締役として意思決定の妥当性、業務執行に対する監督等について適切な役割を果たしていただくことに加え、ダイバーシティ推進への貢献を期待して、監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数には、巴工業役員持株会名義の実質所有株式数が含まれています。
3. 八尋研治、杉原 麗および越智多佳子の各氏は、社外取締役の候補者です。
4. 八尋研治および杉原 麗の両氏は、東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定めた社外取締役の独立性基準を満たしており、当社は両氏の独立性が十分確保されていると判断しています。本議案が承認可決された場合、当社は引き続き両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。また、越智多佳子氏につきましても、東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定めた社外取締役の独立性基準を満たしており、当社は同氏の独立性が十分確保されていると判断しています。本議案が承認可決された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。
5. 八尋研治および杉原 麗の両氏は現在当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ4年および2年となります。
6. 杉原 麗氏が社外取締役を務めるウシオ電機株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
7. 越智多佳子氏が社外監査役を務めるJトラストグローバル証券株式会社および株式会社キユーソー流通システムと当社との間には、特別の利害関係はありません。
8. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、現任の監査等委員である取締役矢倉敏明、八尋研治および杉原 麗の各氏との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。なお、本議案が承認可決され、各氏が監査等委員である取締役に再任された場合、当社は各氏との間に現行契約と同内容の責任限定契約を締結する予定です。また、本議案が承認可決され、越智多佳子氏が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は同氏との間に同内容の責任限定契約を締結する予定です。
9. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填の対象外とする等の免責事由があります。保険料は、すべての被保険者について、当社が全額負担しております。なお、本議案が原案どおり承認可決された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。また、次回更新時に同内容での契約を予定しております。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名をあらかじめ選任することをお願いするものです。本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までといたします。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりです。

さ と う た か し

佐藤 貴司 (1961年9月21日生)

社 外

独 立

■所有する当社の株式数

0株

■略歴、地位、担当

1984年4月	東京国税局入局	2020年7月	東京国税局査察部査察国際課長
2009年7月	税務大学校総合教育部教授	2021年7月	目黒税務署署長
2010年7月	税務大学校研究部教授	2022年9月	佐藤貴司税理士事務所開業（現在に至る）
2018年7月	東京国税局課税第一部資料調査第四課長		

■補欠の社外取締役候補者とする理由および期待される役割の概要

会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業税務に関する業務に携わっており、その豊富な経験および知見に基づき、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等について適切な役割を果たしていただくことを期待して、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤貴司氏は、社外取締役の候補者です。
3. 佐藤貴司氏は、東京証券取引所が定める独立役員の基準に加え、当社が定めた社外取締役の独立性基準を満たしており、当社は同氏の独立性が十分確保されていると判断しています。
4. 佐藤貴司氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、会社法第427条第1項の定めに基づき、当社との間に会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定です。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填の対象外とする等の免責事由があります。保険料は、すべての被保険者について、当社が全額負担しております。なお、佐藤貴司氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。また、更新に際しては同内容で契約することを予定しております。

第5号議案 役員賞与の支給の件

当期の業績等を勘案し、当期末における取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名に対し、役員賞与総額120,244,000円を支給いたしたいと存じます。また、各取締役に対する支給金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は25頁から26頁に記載のとおりですが、指名・報酬諮問委員会ならびに監査等委員会が賞与総額の決定の手続き、具体的な算定方法等は当該方針に沿うものであることを確認しており、本議案は相当であると判断しております。

以 上

(ご参考)

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会構成およびスキルマトリックス

	企業経営	営業・マーケティング		海外ビジネス	生産・技術・開発	財務・会計	人事・労務	法務・リスクマネジメント	社外・独立性
		メーカー	商社						
玉井章友	●	●	●	●	●				
篠田彰鎮	●	●	●	●	●				
東 徹行	●		●	●					
藤井 修	●						●	●	
橘田一幸	●					●			
矢倉敏明	●			●		●			
八尋研治	●							●	●
杉原 麗								●	●
越智多佳子						●			●

(注) 1. 各取締役が専門性を発揮できる分野を記載しており、有するすべての知識・経験・能力を表すものではありません。
2. 矢倉敏明、八尋研治、杉原 麗および越智多佳子の各氏は、監査等委員である取締役です。

当社の社外取締役選任基準

当社の社外取締役および社外取締役候補者は、以下の基準を満たす者とする。

1. 取締役会において、審議または決議される経営全般、財務・法務、コーポレート・ガバナンス等に関する事項を直接監督できること。
2. 当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する知見、専門性、経験を有し、経営戦略、中期経営計画の策定等の会社経営上の事案に関して、有用な意見の表明、助言が行えること。

当社の社外取締役独立性基準

当社の社外取締役および社外取締役候補者は、以下の1.～5.に該当しない者とする。なお、2.～5.の対象期間は現在および過去10年とする。

1. 当社グループ関係者
当社、当社の子会社および関連会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、会計参与、執行役、執行役員または使用人（以下、「業務執行者等」という。）
2. 株主およびその関係者
 - (1) 当社の議決権を10%以上保有する株主またはその業務執行者等
 - (2) 当社グループが議決権を10%以上保有する会社の業務執行者等
3. 取引先関係者
 - (1) 当社グループとの間で双方いずれかの連結売上高の2%以上に相当する金額の取引がある取引先の業務執行者等
 - (2) 当社グループが連結総資産の2%以上に相当する金額を借入れている金融機関の業務執行者等
4. 弁護士、公認会計士、税理士等
 - (1) 当社グループの会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナー
 - (2) 弁護士、公認会計士、税理士その他のコンサルタントとして、当社グループから役員報酬以外に、年間1,000万円以上の報酬を受領している者
5. その他
 - (1) 上記1.～4.に該当する者の配偶者および2親等以内の親族
 - (2) 当社グループとの間で、取締役が相互に就任している会社の業務執行者等
 - (3) 当社グループとの間で、株式を相互に保有している会社の業務執行者等

事 業 報 告

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、期初はほぼ横ばいであり、その後マイナス成長となったものの、足元では個人消費の伸びを背景にプラス成長となりました。一方、海外においては米国経済が堅調を持続するものの、欧州経済は低成長が続き、中国経済は力強さを欠いて不透明感を払拭できない状況にあります。

こうした情勢の下、機械製造販売事業では、海外向けの機械販売が減少し、国内官需向けも伸び悩んだものの、部品・修理の販売が全分野において好調だったことに加えて、国内官需および民需向け装置・工事の販売が堅調だったことから、当連結会計年度の売上高は前年同期とほぼ横ばいの13,004百万円となりました。利益面につきましては、部品・修理の販売が伸長したこと、特に海外向けについて前年度からの繰越案件があったことを主因に、営業利益は前年度比43.1%増加し1,187百万円となりました。

化学工業製品販売事業では、合成樹脂関連全般、電子材料関連の半導体組立用途向け材料が伸び悩んだものの、機能材料関連のパワー半導体向けを始めとした半導体製造用途向け材料、工業材料関連の建材・耐火物用途向けを主とした材料、鉱産関連の自動車・電子デバイス用途向けを主とした材料、化成品関連のコーティング用途向け材料等を中心に販売が伸長したことから、当連結会計年度の売上高は前年度比6.9%増加し39,115百万円となりました。利益面につきましては、販売が堅調に推移したことから営業利益は前年度比9.2%増加し3,516百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は化学工業製品販売事業の販売が伸長したことから前年度比5.0%増の52,119百万円となり、過去最高の売上高となりました。利益面につきましては、両事業ともに増益となったことを背景に、営業利益は前年度比16.2%増の4,703百万円、経常利益は前年度比16.0%増の4,775百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、中国にてコンパウンド事業を担う連結子会社の星際化工有限公司およびその100%子会社である星際塑料（深圳）有限公司の解散および清算決議に伴う税効果を認識した結果、前年度比32.3%増の3,616百万円となり、いずれも過去最高益を更新しました。

両事業の区分別にみた売上高の状況は、次のとおりです。

[機械製造販売事業]

- 機 械 国内民需向け販売は堅調でしたが、海外向けが減少し、国内官需向けも伸び悩んだため売上高は前年度比33.7%減の2,922百万円となりました。
- 装 置 ・ 工 事 海外向け販売が伸び悩んだものの、国内向けが伸長したため、売上高は前年度比36.9%増の1,577百万円となりました。
- 部品・修理他 海外向けを中心に全分野の販売が伸長したため、売上高は前年度比13.7%増の8,504百万円となりました。

[化学工業製品販売事業]

- 合成樹脂関連 輸入樹脂を中心に販売が減少したため、売上高は前年度比14.6%減の4,523百万円となりました。
- 工業材料関連 建材・耐火物用途向けを主とした材料の販売が伸長したことから、売上高は前年度比14.9%増の6,592百万円となりました。
- 鉱 産 関 連 自動車・建材用途向けを主とした材料の販売が伸長したことから、売上高は前年度比12.4%増の6,329百万円となりました。
- 化 成 品 関 連 コーティング用途向けを主とした材料の販売が伸長したことから、売上高は前年度比12.4%増の9,633百万円となりました。
- 機能材料関連 パワー半導体向けを始めとした半導体製造用途向け材料の販売が伸長したことから、売上高は前年度比16.4%増の7,204百万円となりました。
- 電子材料関連 半導体組立用途向け材料の販売が減少したことから、売上高は前年度比4.7%減の4,679百万円となりました。
- そ の 他 期中においてワイン事業を売却したため、売上高は前年度比38.5%減の151百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は505百万円で、その主な内容は、新工場建設に伴う工場用地取得手付金255百万円、サガミ工場での機械等の取得58百万円です。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額30億円の貸出コミットメントライン契約を締結しております。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 92 期 (2021年10月期)	第 93 期 (2022年10月期)	第 94 期 (2023年10月期)	第 95 期 (2024年10月期)
売 上 高 (百万円)	45,132	45,588	49,628	52,119
経 常 利 益 (百万円)	2,905	3,421	4,115	4,775
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	2,108	2,659	2,733	3,616
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	211円30銭	266円53銭	273円95銭	362円40銭
総 資 産 (百万円)	43,254	45,742	49,007	53,189
純 資 産 (百万円)	31,841	34,387	36,832	39,351
1 株 当 た り 純 資 産	3,191円07銭	3,446円27銭	3,691円32銭	3,943円70銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数を控除した株式数）に基づいて算出しております。また1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づいて算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を第93期の期首から適用しており、第93期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 対処すべき課題

2025年10月期におけるわが国経済は、個人消費や設備投資の伸びが見込まれるものの、米国の新政権による追加関税、長期化するロシア・ウクライナ紛争ならびに中東地域の紛争によるエネルギーコストおよび原材料コストの高騰、急激な為替変動等の影響から回復ペースは緩やかなものにとどまることが見込まれます。一方、海外では米国経済の底堅さはあるものの、中国経済の鈍化ならびに欧州経済の低成長が続くと想定されます。

こうした中、当社グループはグローバルに展開する事業基盤とネットワーク、多岐にわたる知見や多様性を強みに既存の枠組みに囚われない新たな価値創造と持続的成長を目指します。SDGsや脱炭素に対する取り組みを経営戦略の重要課題と位置づけ、持てる技術、知識、ノウハウを最大限活用して、新たな市場開拓、事業領域の拡大、環境・社会の変化を見据えた新商材開発など様々なビジネスチャンスの創出に努めます。また、資本コストや株価を意識した経営を実践し、前年度より進めてきたIR活動の強化を一段と推進することにより、更なる企業価値向上の実現に努めてまいります。

機械製造販売事業では海外ビジネスの拡大を図ることが当社グループの更なる成長実現に繋がる重要課題と認識し、今後成長が見込まれるインドにおいては当期に開設した駐在員事務所を現地法人化し、化学工業市場向けの販売拡大を目指します。また、米国法人を中心に米州市場の深耕を加速するほか、東南アジアでの営業力強化を図り業績向上に繋がります。更に、SDGsや脱炭素に貢献する取り組みの一環として、民間排熱などの未利用熱をターゲットにバイナリー発電装置の販売を開始することに加え、第3の柱として環境負荷低減に繋がる製商品の開発に注力します。生産部門では、生産効率の一層の向上と原価低減を推進し、収益性向上を図ります。また、海外を中心に需要拡大が見込まれる大型遠心分離機の製作を主目的として、2024年10月に工場用地を取得する契約を締結しました。今後は、2027年3月竣工を目指して新工場の建設を進めます。当該地には当社サガミ工場の一部と遠心分離機の板金溶接加工を担う当社の100%子会社であるバマシナリー株式会社を移転する予定です。

化学工業製品販売事業でも海外ビジネスの拡大を重要課題と認識し、東南アジア各拠点（タイ、ベトナム、マレーシア）の連携による同地域でのビジネス拡大に加え、インド市場において耐火物向け商材を中心とした開拓に取り組みます。欧州ではチェコを拠点に人員増強を図り営業力を強化して業績向上に繋がります。パワー半導体向け商材に関しては、この数年間、同事業の業績拡大に貢献してきました。今後も市場拡大が期待されることから、更なる拡販に対応するための体制を強化した上で、EVを含む自動車向けなど省エネに寄与する環境対応型商品の開発を推進します。加えて、本格的に取り組みを始めたライフサイエンス分野においては食品添加物、機能性素材などの食品業界向け原材料を開発していくことによりSDGsや脱炭素に貢献する取り組みに注力します。なお、事業ポートフォリオ見直しの一環として、業績低迷が続いている中国華南地域における合成樹脂コンパウンド事業からの撤退を決定しました。同事業を営む星際化工有限公司およびその100%子会社である星際塑料（深圳）有限公司の2025年3月の生産停止と2026年中の清算完了を予定しております。

これらを着実に実行するために、人的資本経営をこれまで以上に意識し、当社のグローバル化とこれを担う人材教育などの施策を推し進め、同事業の持続的成長と収益力向上を図っていく方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
巴 マ シ ナ リ ー 株 式 会 社	千円 56,000	100.0	板金加工、機械加工
巴 機 械 サ ー ビ ス 株 式 会 社	千円 25,000	100.0	分離機器のアフターサービス・部品販売
星 際 化 工 有 限 公 司	千HK\$ 72,000	100.0	合成樹脂原料等の仕入・販売
星 際 塑 料 (深 圳) 有 限 公 司	千US\$ 4,200	※ 100.0	合成樹脂の着色加工・コンパウンド
巴 工 業 (香 港) 有 限 公 司	千HK\$ 10,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売
巴 恵 貿 易 (深 圳) 有 限 公 司	千RMB 5,000	※ 100.0	化学工業製品の仕入・販売
巴 栄 機 械 設 備 (太 倉) 有 限 公 司	千US\$ 5,000	100.0	分離機器の製造・販売・アフターサービス
Tomoe Engineering USA, Inc.	千US\$ 0.6	100.0	分離機器、部品の販売・アフターサービス
TOMOE Trading (Thailand) Co., Ltd.	千THB 16,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売
TOMOE TRADING VIETNAM CO.,LTD.	千VND 13,746,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売
TOMOE Trading (Malaysia) Sdn.Bhd.	千MYR 4,400	100.0	化学工業製品の仕入・販売
TOMOE Advanced Materials s.r.o.	千CZK 12,000	100.0	化学工業製品の仕入・販売

(注) 1. ※印は、間接の出資比率です。

2. 星際化工有限公司、星際塑料（深圳）有限公司、巴恵貿易（深圳）有限公司および巴栄機械設備（太倉）有限公司につきましては、決算期が12月31日ですので、2024年9月30日現在で実施した仮決算に基づく数値によっております。

3. 2024年8月1日開催の取締役会において、星際化工有限公司および星際塑料（深圳）有限公司を解散し清算することを決議いたしました。

(7) 主要な事業内容

機 械 製 造 販 売 事 業：遠心分離機はじめ各種分離機および応用装置・関連機器の製造・販売ならびに一般機器・装置類の販売

化学工業製品販売事業：合成樹脂、化学工業薬品、無機材料、電子材料ならびにこれらの関連製品・加工品の輸出入および販売

① 当社の主要な事業所

工場：サガミ工場（神奈川県大和市）

湘 南 工 場 (神奈川県平塚市)

TOMOE Advanced Materials s.r.o. (〒 工 司)

(9) 従業員の状況

(注) 従業員数は就業人員であります。

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数10,533,200株
- (2) 株主の総数10,826名（前期末比2,794名減）
- (3) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	762	7.63
光通信株式会社	747	7.48
株式会社 U H Partners 2	679	6.80
巴工業取引先持株会	557	5.59
野田眞利子	397	3.97
株式会社 みずほ銀行	392	3.93
山口温子	314	3.14
巴工業従業員持株会	305	3.05
株式会社 エスアイエル	222	2.23
有限会社 巴企画	210	2.10

- (注) 1. 上記以外に自己株式が554,940株あります。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (4) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2024年10月31日時点）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	玉 井 章 友	
取締役常務執行役員	篠 田 彰 鎮	機械本部長 Tomoe Engineering USA, Inc. President
取締役常務執行役員	東 徹 行	化学品本部長
取締役執行役員	藤 井 修	総務部および業務部担当
取締役執行役員	橘 田 一 幸	経理部および経営企画部担当
取締役 (常勤監査等委員)	矢 倉 敏 明	
取締役 (常勤監査等委員)	八 尋 研 治	
取締役 (監 査 等 委 員)	蓮 沼 辰 夫	川崎地質株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役 (監 査 等 委 員)	杉 原 麗	ウシオ電機株式会社社外取締役（監査等委員）

(注) 1. 当事業年度中の取締役の担当および重要な兼職の状況の変更

2023年11月1日付		新	旧
取締役常務執行役員	篠田 彰鎮	機械本部長 Tomoe Engineering USA, Inc. President	機械本部長
取締役執行役員	藤井 修	総務部および業務部担当	総務部および業務部担当兼総務部長
取締役執行役員	橘田 一幸	経理部および経営企画部担当	経理部および経営企画部担当兼経理部長
2024年4月1日付		新	旧
取締役執行役員	橘田 一幸	経理部および経営企画部担当	経理部および経営企画部担当

2. 監査等委員である取締役八尋研治、蓮沼辰夫および杉原 麗の各氏は、社外取締役です。
3. 監査等委員会は、必要な社内情報の収集・共有を行うとともに、内部監査部門、会計監査人等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、矢倉敏明および八尋研治の両氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 監査等委員である取締役矢倉敏明氏は、当社において業務執行取締役として経理部および経営企画部担当取締役を経験しており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。
5. 監査等委員である取締役八尋研治氏は、会社経営に携わった経験があり、職務執行に必要な財務、法務およびリスクマネジメントに関する知見を有しております。
6. 監査等委員である取締役蓮沼辰夫氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり企業税務に関する業務に携わっており、職務執行に必要な財務、会計および法務に関する知見を有しております。
7. 監査等委員である取締役杉原 麗氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、職務執行に必要な法務およびリスクマネジメントに関する知見を有しております。
8. 監査等委員である取締役八尋研治、蓮沼辰夫および杉原 麗の各氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の定めに基づく責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりです。

- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことにより、当社に賠償責任を負う場合は会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときに限る。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等における業務執行者、社外役員等の重要な兼職の状況

- ・社外取締役蓮沼辰夫氏は、川崎地質株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼任しており、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- ・社外取締役杉原 麗氏は、ウシオ電機株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼任しており、同社と当社との間には、特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役 (監査等委員)	八 尋 研 治	当事業年度開催の取締役会22回および監査等委員会16回すべてに出席し、会社経営に携わった経験に基づき、適宜意見を述べております。上記のほか、取締役会の諮問に応じて当社取締役の指名、報酬に関する事項等について審議する指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された同委員会のすべて（4回）に出席し、公正かつ円滑な委員会運営ならびに独立した客観的立場から取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性および客観性の確保に努めております。
	蓮 沼 辰 夫	当事業年度開催の取締役会22回および監査等委員会16回すべてに出席し、長年にわたり企業税務に携わった経験に基づき、専門的見地から、適宜意見を述べております。
	杉 原 麗	当事業年度開催の取締役会22回および監査等委員会16回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地に基づく意見に加え、ダイバーシティ推進に必要な助言を適宜述べております。また、上記のほか、取締役会の諮問に応じて当社取締役の指名、報酬に関する事項等について審議する指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された同委員会のすべて（4回）に出席し、独立した客観的立場から取締役の指名、報酬等に関する手続きの公正性および客観性の確保に努めております。

4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

(1) 被保険者の範囲

当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む。）、管理職・監督者の地位にある従業員、退任した取締役（監査等委員である取締役を含む。）および監査役

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填の対象外とする等の免責事由があります。保険料は、すべての被保険者について、当社が全額負担しております。

5. 取締役の報酬等

(1) 取締役（監査等委員である者を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の報酬等は、固定報酬である基本報酬および業績連動報酬である賞与で構成し、毎事業年度の業績ならびに取締役の担当事業部門の評価および個別評価に基づき適切に支給額を決定することを基本方針としております。

なお、当該基本方針は、2021年2月19日開催の取締役会決議により決定され、2021年11月19日および2022年12月14日開催の取締役会決議により改定されております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、その決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当該基本方針の内容、決定方針は次のとおりです。

- ・基本報酬（固定報酬）は月額報酬とし、定時株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、役職、常勤・非常勤の別および上場会社全般の報酬水準等を勘案します。
- ・賞与（業績連動報酬）は、継続的な連結経常利益の改善を図るため、取締役会が毎期の連結経常利益に基づき算出した係数を用いて支給総額案を決定し、当該期に係る定時株主総会の承認を得て毎年一定の時期に支給します。

なお、当期において係数の算出に用いた連結経常利益の実績は4,775百万円です。

- ・基本報酬（金銭報酬）の額および賞与（業績連動報酬）の支給割合については、業績連動報酬を基本報酬と別枠で株主総会の承認を受け、役員賞与として支給するため、固定的な割合は定めておりません。報酬総額に対する業績連動報酬の割合は、業績連動報酬の算出基礎となる連結経常利益の増減、取締役の担当事業部門の評価および個別評価により適切に変動するように設計されております。

なお、取締役は基本報酬の一部を当社役員持株会に拠出して自社株式を取得することについて協定を結び、取得した自社株式を在任中保有することによって取締役の報酬等と中長期的な企業価値との連動性

を高めることとしています。

- ・基本報酬（固定報酬）の個別配分額は、役職、常勤・非常勤の別および上場会社全般の報酬水準等を勘案して取締役会決議により決定し、賞与（業績連動報酬）の個別配分額は、代表取締役社長が担当事業部門別の評価および取締役の個別評価を行い、取締役会決議により決定します。

なお、取締役の報酬等の額を決定するに当たっては、監査等委員会の意見を確認します。

- ・取締役会が取締役の報酬等を決定するに当たっては、事前に指名・報酬諮問委員会の審議を経ることとし、同委員会は取締役の月額報酬および賞与配分に関する答申を行います。取締役会は、同委員会の答申を尊重することにより、報酬等の決定プロセスの公正性および客観性の向上を図っております。

(2) 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

基本報酬（固定報酬）は、2023年1月27日開催の第93回定時株主総会において、取締役（監査等委員である者を除く。）の月額報酬1,600万円以内（決議時点の支給対象人数5名）、および監査等委員である取締役の月額報酬700万円以内（決議時点の支給対象人数4名）とすることを決議しております。

(3) 取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）	269,891千円	149,647千円	120,244千円	5名
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	77,358千円 (44,925千円)	77,358千円 (44,925千円)	— (—)	4名 (3名)
合計	347,249千円 (44,925千円)	227,005千円 (44,925千円)	120,244千円 (—)	9名 (3名)

(注) 報酬には、次の金額が含まれております。

第95回定時株主総会（本総会）において決議予定の役員賞与
取締役（監査等委員を除く。） 5名 120,244千円

6. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

40,300千円

② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

40,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等について、取締役等から説明を受け、当該内容の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切と判断し、会社法第399条第1項および第3項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務執行について著しい支障があると判断した場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任した理由を報告いたします。

7. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムの基本方針を次のとおり定めております。

- ① 当社および子会社の取締役、取締役を兼務しない執行役員（以下、「執行役員」という。）および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社グループ全体の企業行動規範を定め、法令等の遵守を宣言し、コンプライアンス研修を通じて役職員に遵法意識の浸透を図る。
 - ・ 当社の取締役、執行役員および社外専門家等からなる企業倫理委員会を設置し、当社および子会社の部門責任者等から報告されたコンプライアンス上の問題その他重要案件の審議を行い、その結果を当社の取締役会に報告する。
 - ・ 社外の弁護士を窓口とするヘルプ・ラインを設け、当社グループすべての役職員からコンプライアンス上の問題に係る情報を広く収集する。
 - ・ 当社の監査等委員会および当社の内部監査部門等が連携して当社および子会社の業務プロセス等を監査することにより、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- ② 当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ・ 文書管理規定を定め、当社の取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を記録した文書または電磁的媒体（以下、「文書等」という。）を保存する。
 - ・ 当社の取締役および執行役員は、必要に応じていつでもこれらの文書等を閲覧することができる。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 「リスクマネジメント基本規定」により策定した、当社の事業活動に係るリスク管理の基本ルールに基づき、事業部門ごとに適切なリスク管理体制を整備する。
 - ・ リスクマネジメント委員会を設置し、子会社を含む全事業部門のリスク情報を統括的に管理するとともに、リスク管理体制の安定的運用を図る。
- ④ 当社および子会社の取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 当社グループ全体の中期経営計画および年度目標を策定し、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、それに基づく業績管理を行う。
 - ・ 合理的な経営方針を策定し、当社および子会社の重要事項について慎重に検討するため、当社の取締役および執行役員で構成する経営会議を組織し、審議する。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ グループ会社管理規定を定め、それに基づき、子会社における所定の重要事項の決定に関して、当社への事前報告または事前承認を求める。
 - ・ 各子会社における内部統制に係る体制については、その規模等を踏まえ必要な整備を行う。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役、執行役員および使用人に関する事項、当該取締役、執行役員および使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、ならびに監査等委員会の当該取締役、執行役員および使用人に対する指示の実効性に関する事項
- ・ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を選任する。
 - ・ 当該使用人の任命、人事異動については、監査等委員会の意見を尊重する。
- ⑦ 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制、ならびに当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- ・ 当社の取締役、執行役員および使用人は、経営会議、その他の重要な会議の審議内容、内部監査の結果、内部通報制度の運用状況ならびに財務状況について当社の監査等委員会に報告を行う。
 - ・ 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人は、当社または子会社の業務に重大な影響を及ぼす事実を発見もしくはその発生のおそれがあると判断したときは、当該事実に関する事項を速やかに当社の監査等委員会に報告する。
 - ・ 当社および子会社の取締役、執行役員および使用人は、当社の監査等委員会または各監査等委員からその業務執行に関する事項の報告（必要な事項の調査および必要な資料の写しの提出を含む。）を求められた場合、速やかに当該事項の報告を行う。
 - ・ 当社の社内規定により、当社の監査等委員会に報告を行ったことを理由に当該報告者に不利な取扱いを行うことを禁止する。また、子会社については同様の対応がなされるよう適切な指導を行う。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査等委員会は、内部監査部門等と日常的かつ機動的な連携を図るために必要な体制を整備する。
 - ・ 監査等委員会と当社の代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - ・ 監査等委員会は、当社の内部監査部門の実施する内部監査に係る年次計画について事前に説明を受け、その修正を求めることができる。
 - ・ 監査等委員会は、当社の会計監査人、子会社監査役と情報交換に努め、連携して当社および子会社の監査の実効性を確保する。
 - ・ 監査等委員は、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制
- ・ 反社会的勢力との関係を一切持たないこと、反社会的勢力からの不当な要求や威嚇に毅然とした態度で臨んでこれに妥協しないことを基本方針とし、これを当社グループ共通の企業行動規範に明記して役職員に周知徹底する。
 - ・ 当社総務部を対応統括部署とし、警察およびその関連団体と常に連携して不当請求事例等の情報を共有し、反社会的勢力の関与の防止を図る。

⑩ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

- ・ 金融商品取引法その他の法令の定めに従い、財務報告に係る内部統制の構築、評価および報告に関して適切な運営を図り、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

以上の方針に基づき、当期に実施した内部統制システムの主な運用状況は、次のとおりです。

① コンプライアンスに対する取り組み

コンプライアンスについて主体的に考え、適正に判断できる行動様式を習慣化させるべく、企業倫理委員会主導による部署単位の啓発活動を展開しました。また、すべての役職員を対象にコンプライアンスに対する取り組みの効果を測定し、自社の課題点を分析の上、改善を図るコンプライアンス意識調査を実施しました。これらの取り組みを通じて当社グループの行動規範の周知徹底を行い、コンプライアンスの一層の浸透を図っています。

内部通報制度については、企業倫理委員会、常勤の監査等委員および外部の弁護士事務所を通報窓口として運用しており、通報された事案に対しては行動規範および社内規定に定める手順に基づき、厳格な管理と適切な対応を行っています。また、取締役会は、企業倫理委員会から制度の運用状況に関する報告を受け、これを適切に監督しています。

② リスク管理に対する取り組み

当社のリスク管理体制は、リスクマネジメント委員会を主体に運用されており、当社グループに重大な影響を及ぼす可能性がある各種リスクについて情報収集、分析、評価等を継続して行い、統括的に管理しています。

更に、情報セキュリティ強化を図るべく、クラウド型のアンチウイルスソフトを導入し、日々進化するサイバー攻撃への対策を講じるとともに、事業継続力の更なる強化のため主要な業務システムをクラウド環境に移行し可用性を高めています。また、外部情報機器の社内ネットワークへの接続制御に加え、役職員に貸与しているノートPC等のモバイル機器については、外部記録媒体の接続制御ならびに遠隔操作でデータ消去（初期化）できる体制を整備するなど、情報漏洩リスクの極小化に努めています。2024年9月4日には経営企画部担当取締役を委員長とする情報セキュリティ委員会を発足させ、全社的見地から情報セキュリティの確保に取り組んでいます。

③ 取締役の職務執行の適正性および職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

取締役会は当期において22回開催され、取締役は上程された審議事項について活発な意見交換を行っています。また、社外取締役は独立的かつ客観的・専門的立場から意見を表明するとともに、監査等委員として監査等委員会を組織し、取締役の業務執行に関する監査・監督およびこれらに基づく提言等を積極的に行っています。取締役会の審議に必要な資料は事前配付され、出席者が十分な準備を行えるように配慮しています。

④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み

当社の監査等委員会は、社外取締役3名および当社の業務に精通した当社出身の非業務執行取締役1名により構成されています。監査等委員会は当期において16回開催され、取締役の職務執行に関する監査・監督および内部統制システムに関する監査等について協議・決議を行っています。また、代

表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、会計監査人および内部監査部門等と連携するとともに、常勤の監査等委員を選定して監査・監督に係る環境の整備および社内情報の収集を積極的に行い、監査・監督機能の実効性確保に努めています。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念や事業を十分に理解する者、株主をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係を維持する者、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上する者であるべきと考えます。

上場会社である当社の株式は、株式市場を通じて多数の株主、投資家の皆様による自由な取引が認められております。従って、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する大規模な買付等がなされた場合に、当該買付等に応じるか否かは、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えますが、株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも存在します。

当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模買付行為や買付提案をする者に対しては、会社法等関係法令及び当社定款によって許される範囲で、適切な措置を講じることとします。

② 取組みの具体的な内容の概要

(イ) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 当社の経営理念と経営方針

当社は創造と創業の精神を以って会社を成長、発展させ、会社に関連する人々の豊かな未来づくりに寄与するとともに、お客さまへの高い技術と優れた製商品の提供を通じて社会に貢献すること、及び従業員に生きがいを見出す場を提供することを経営理念とし、主に固液の遠心分離技術による機械の製造販売と特色ある化学工業原材料の輸入販売を行ってまいります。

(ii) 経営方針を具現化するための中期経営計画

2022年12月14日に公表した中期経営計画(2022年11月～2025年10月)「For Sustainable Future～持続可能な未来のために～」および2023年12月14日に公表したその見直し(「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応並びに中期経営計画修正について」)において、基本方針と業績計画を定めております。なお、2024年10月期の業績が好調に推移したことに伴い、2024年12月11日付の「2024年10月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり中期経営計画の最終年度(2025年10月期)の業績目標を上方修正しております。これらの詳細につきましては、当社ウェブサイトの「IRニュース」に該当文書を掲載しておりますのでご参照ください。

(iii) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

a. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値を継続的に向上させ、株主をはじめとする当社のステークホルダーの期待に応える

ためには、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現することが経営上重要な課題であると認識しており、その基本は「迅速で効率的かつ積極的な事業経営」及び「経営の健全性と透明性の確保」であると考えています。当社は、自らの社会的責任を認識し、企業理念、経営指針及び行動規範に則り、当社グループ各社と一体となってこれらの実践に取り組んでまいります。

b. 企業統治の体制の概要及びその体制を採用する理由

当社は、取締役会の監査・監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を図るため、機関設計として監査等委員会設置会社を採用しております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、複数の独立社外取締役を含めて構成される監査等委員会が独立的かつ客観的立場で監査・監督を行うことに加えて、任意で設置している指名・報酬諮問委員会等をはじめとする各委員会との連携によりコーポレート・ガバナンスの実効性を確保しており、現状において最も有効であると判断しています。

(ロ) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2022年12月20日開催の当社取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大規模買付行為等への対応策（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決議した上で、2023年1月27日開催の当社第93回定時株主総会にて、本プランの継続について株主の皆様のご承認をいただき、その有効期限は2026年開催予定の当社定時株主総会の終結の時までとなります。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為等（後記の「当社株式等の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」の導入に関するお知らせ」で定義しております。以下同じです。）に関するルールとして設定されたものであり、大規模買付行為等に先立ち、大規模買付者（後記の「当社株式等の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」の導入に関するお知らせ」で定義しております。以下同じです。）に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間並びに大規模買付者との交渉の機会の確保をしようとするものであります。また、本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を最大化することを目的として、基本方針に沿って導入されたものです。2022年12月20日付ニュースリリース「当社株式等の大規模買付行為等への対応策（買収防衛策）」の導入に関するお知らせ」(<https://www.tomo-e.co.jp/ir/baisyu.pdf>) にその全文と詳細を記載しておりますのでご参照ください。

③ 上記②の取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

上記②(イ)記載の取組みは、当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的な方策であるため、上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

また、上記②(ロ)記載の取組みは、以下のとおり上記①の基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

(イ) 買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容、及び経済産業省に設置された公正な買収の在り方に関する研究会が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針」の定める3つの原則（企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則）、並びに株式会社東京証券取引所が2015年6月1日に公表した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則 1-5 いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえたものとなっており、これらの指針等に定められる要件は、本プランにおいても充足されています。

(ロ) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等の大規模買付行為等に際し、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、又は株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(ハ) 株主意思を直接的に反映するものであること（取締役の恣意的判断の排除）

本プランは、当社取締役会の決議により導入いたしましたものの、2023年1月27日開催の当社第93回定時株主総会において、本プランの継続について株主の皆様のご承認をいただいております。株主の皆様のご意思が直接的に反映されております。また、大規模買付者が本プランに定めた手続を遵守する限り、当社取締役会が本プランに基づいて対抗措置を発動することができる場面を、株主総会において対抗措置発動の決議がされた場合に限定しております。従って、対抗措置の発動の適否の判断に際しても、株主の皆様のご意思が直接的に反映される設計としております。

(ニ) 独立性の高い社外者の判断の重視（取締役の恣意的判断の排除）

本プランの必要性及び相当性を確保し、取締役の保身のために本プランが濫用されることを防止するため、対抗措置の発動の是非その他本プランに則った対応を行うに当たって必要な事項について、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を受け、当該勧告を最大限尊重することとしており、取締役の恣意的判断を排除し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

(ホ) デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役以外の取締役の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年です。監査等委員である取締役についても期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではございません。なお、当社では、監査等委員である取締役以外の取締役の解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営上の重要な責務となる株主様への利益還元に関し、現行の中期経営計画期間（2023年10月期～2025年10月期）においては、「健全な財務体質の維持を図りつつ、中長期的な業績見通しや事業戦略等を総合的に勘案した上で、連結配当性向40%以上を目標として安定的な配当を実施する」方針により臨んでおります。

なお、当社は剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

本事業報告では、金額および株式数については、表示単位未満の数値を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	42,239,792	流 動 負 債	13,247,708
現 金 及 び 預 金	14,933,001	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	4,978,220
受取手形、売掛金及び契約資産	13,697,782	電 子 記 録 債 務	2,627,941
電 子 記 録 債 権	4,425,248	未 払 金	973,481
商 品 及 び 製 品	5,749,852	未 払 法 人 税 等	948,559
仕 掛 品	2,091,500	契 約 負 債	850,261
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,099,906	賞 与 引 当 金	2,031,278
そ の 他	315,149	役 員 賞 与 引 当 金	133,953
貸 倒 引 当 金	△72,649	製 品 補 償 損 失 引 当 金	386,569
固 定 資 産	10,949,967	そ の 他	317,442
有 形 固 定 資 産	5,660,328	固 定 負 債	590,749
建 物 及 び 構 築 物	2,687,786	退 職 給 付 に 係 る 負 債	83,687
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	292,787	繰 延 税 金 負 債	507,062
土 地	2,303,880	負 債 合 計	13,838,457
建 設 仮 勘 定	264,116	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	111,756	株 主 資 本	37,406,768
無 形 固 定 資 産	103,598	資 本 金	1,061,210
投 資 そ の 他 の 資 産	5,186,039	資 本 剰 余 金	1,483,410
投 資 有 価 証 券	1,522,972	利 益 剰 余 金	35,226,297
差 入 保 証 金	761,120	自 己 株 式	△364,148
退 職 給 付 に 係 る 資 産	2,801,814	その他の包括利益累計額	1,944,533
繰 延 税 金 資 産	23,572	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	570,384
そ の 他	98,509	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	16,598
貸 倒 引 当 金	△21,950	為 替 換 算 調 整 勘 定	746,069
資 産 合 計	53,189,759	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	611,481
		純 資 産 合 計	39,351,302
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	53,189,759

連結損益計算書

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目										内 訳 額	金 額
売 上	高 価										52,119,436
売 上	原 利										38,627,525
販 売 費	上 総 一 般 管 理										13,491,911
営 業 利 益											8,788,712
営 業 外 収 益											4,703,198
受 取 配 当 金	取 取 賃 の 利 用									15,344	97,817
受 取 配 当 金	取 取 賃 の 利 用									50,638	
受 取 配 当 金	取 取 賃 の 利 用									6,659	
受 取 配 当 金	取 取 賃 の 利 用									25,175	
営 業 外 費 用											25,634
支 払 手 数 料	支 払 手 数 料									326	
支 払 手 数 料	支 払 手 数 料									9,008	
支 払 手 数 料	支 払 手 数 料									2,266	
支 払 手 数 料	支 払 手 数 料									12,641	
支 払 手 数 料	支 払 手 数 料									1,391	
経 常 利 益											4,775,381
特 別 利 益											85,213
投 資 有 価 証 株 式 売 却 益	投 資 有 価 証 株 式 売 却 益									57,706	
特 定 有 価 証 株 式 売 却 益	特 定 有 価 証 株 式 売 却 益									27,506	
固 定 資 産 除 却 損 失	固 定 資 産 除 却 損 失									7,732	193,047
固 定 資 産 除 却 損 失	固 定 資 産 除 却 損 失									185,315	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益											4,667,546
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税									1,566,063	1,051,447
法 人 税 等 調 整 額	法 人 税 等 調 整 額									△514,615	
当 期 純 利 益											3,616,098
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益											3,616,098

貸借対照表

(2024年10月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	37,309,766	流動負債	12,355,767
現金及び預金	11,755,427	支払手形	31,780
受取手形	462,498	電子記録債権	2,558,256
電子記録債権	4,419,672	買掛金	4,450,855
売掛金及び契約資産	12,281,652	短期借入金	76,820
商品及び製品	5,146,178	未払金	719,375
仕掛品	1,898,341	未払法人税等	817,757
原材料及び貯蔵品	1,047,707	契約負債	1,064,531
短期貸付金	77,980	賞与引当金	1,899,778
その他の他	222,036	役員賞与引当金	122,435
貸倒引当金	△1,728	製品補償損失引当金	386,569
固定資産	11,176,374	その他の他	227,607
有形固定資産	5,341,335	固定負債	166,530
建物	2,486,774	退職給付引当金	22,689
構築物	18,005	繰延税金負債	143,840
機械及び装置	226,977	負債合計	12,522,297
車両運搬具	0	(純資産の部)	
工具器具及び備品	95,279	株主資本	35,376,860
土地	2,250,181	資本金	1,061,210
建設仮勘定	264,116	資本剰余金	1,483,410
無形固定資産	98,981	資本準備金	1,483,410
電話加入権	8,165	利益剰余金	33,196,389
ソフトウェア	90,815	利益準備金	230,000
投資その他の資産	5,736,058	その他利益剰余金	32,966,389
投資有価証券	1,492,972	配当引当金	250,000
関係会社株式	944,824	別途積立金	28,830,000
関係会社出資金	672,810	繰越利益剰余金	3,886,389
長期貸付金	6,849	自己株式	△364,148
差入保証金	709,232	評価・換算差額等	586,982
前払年金費用	1,860,608	その他有価証券評価差額金	570,384
その他の他	70,711	繰延ヘッジ損益	16,598
貸倒引当金	△21,950	純資産合計	35,963,843
資産合計	48,486,141	負債及び純資産合計	48,486,141

損 益 計 算 書

(2023年11月 1 日から
2024年10月31日まで)

(単位：千円)

科 目		内 訳 額	金 額
売上高 売上原価 売上総利益 販売費及び一般管理費	上		47,314,691
	原		35,485,081
	総		11,829,610
	利		7,914,318
営業利益			3,915,291
営業外収益 受取利息 受取配当金 受取賃料 その他 営業外費用 支払利息 賃料 支払手数料 為替差損 その他	外		746,809
	取	5,810	
	配	652,282	
	賃	58,845	
	の	29,870	
	外		59,195
	費		
	利	5,584	
	原	31,970	
	数	9,008	
	差	9,126	
	損	3,505	
経常利益			4,602,905
特別利益 特 別 利 益 特 別 損 失 特 別 損 失	利		85,213
	益	57,706	
	損	27,506	633,028
	失	7,732	
税引前当期純利益		625,296	
法人税、住民税及び事業税		1,348,975	
法人税等調整額		△442,397	906,578
当期純利益			3,148,511

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月18日

巴工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 雄一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 裕基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、巴工業株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、巴工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年12月18日

巴工業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 松本 雄一
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中野 裕基
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、巴工業株式会社の2023年11月1日から2024年10月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年11月1日から2024年10月31日までの第95期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の関係部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年12月20日

巴工業株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	矢倉敏明 ㊞
常勤監査等委員	八尋研治 ㊞
監査等委員	蓮沼辰夫 ㊞
監査等委員	杉原麗 ㊞

(注) 監査等委員八尋研治、蓮沼辰夫及び杉原麗は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都品川区北品川五丁目5番15号 大崎ブライトコア 3階
大崎ブライトコアホール

TEL

03-5447-7130 (代表)



最寄駅

JR山手線・JR埼京線・JR湘南新宿ライン・りんかい線
「大崎駅」南改札口から 徒歩5分

UD
FONT



会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

電子提供措置の開始日 2025年1月6日

株 主 各 位

**第95回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)**

【連結計算書類】

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

【計算書類】

株主資本等変動計算書
個別注記表

(2023年11月1日から2024年10月31日まで)

巴工業株式会社

連結株主資本等変動計算書

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,061,210	1,483,410	32,937,306	△364,148	35,117,778
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△1,327,108	－	△1,327,108
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	3,616,098	－	3,616,098
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	2,288,990	－	2,288,990
当 期 末 残 高	1,061,210	1,483,410	35,226,297	△364,148	37,406,768

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	505,132	3,928	904,168	301,944	1,715,173	36,832,951
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	△1,327,108
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	－	－	3,616,098
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	65,251	12,670	△158,098	309,536	229,360	229,360
当 期 変 動 額 合 計	65,251	12,670	△158,098	309,536	229,360	2,518,350
当 期 末 残 高	570,384	16,598	746,069	611,481	1,944,533	39,351,302

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 12社

巴マシナリー(株)
巴機械サービス(株)
星際化工有限公司
星際塑料(深圳)有限公司
巴工業(香港)有限公司
巴恵貿易(深圳)有限公司
Tomoe Engineering USA, Inc.
TOMOE Trading (Thailand) Co.,Ltd.
巴栄機械設備(太倉)有限公司
TOMOE TRADING VIETNAM CO.,LTD.
TOMOE Trading (Malaysia) Sdn.Bhd.
TOMOE Advanced Materials s.r.o.

(2) 主要な非連結子会社

巴物流(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社1社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社

巴物流(株)

持分法を適用していない理由

非連結子会社1社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等が、いずれも連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

星際化工有限公司、星際塑料(深圳)有限公司、巴恵貿易(深圳)有限公司および巴栄機械設備(太倉)有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成に当たっては、9月30日現在で仮決算を実施しております。また、巴工業(香港)有限公司、Tomoe Engineering USA, Inc.、TOMOE Trading (Thailand) Co.,Ltd.、TOMOE TRADING VIETNAM CO.,LTD.、TOMOE Trading (Malaysia) Sdn.Bhd.およびTOMOE Advanced Materials s.r.o.の決算日は9月30日であり、10社については、連結決算日との間に生じた重要な連結会社間取引につき、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの：決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

- ② 棚卸資産の評価基準および評価方法
 商 品：移動平均法に基づく原価法（ただし、一部特定のものについては個別法に基づく原価法）
 製 品 お よ び 仕 掛 品：主として個別法に基づく原価法
 原 材 料：主として移動平均法に基づく原価法
 （貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 有 形 固 定 資 産：主として定率法による減価償却を実施しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法によっております。
 （少額減価償却資産）
 取得価額10万円以上20万円未満の資産については、資産に計上し、3年間で均等償却する方法を採用しております。
 無 形 固 定 資 産：ソフトウェア
 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 賞 与 引 当 金：従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
 役 員 賞 与 引 当 金：役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
 製品補償損失引当金：受注製品の損失に備えるため、また、製品の引渡後に発生する補償費用の支出に備えるため、個別に発生可能性を勘案し、その補償損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 ① 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 ② 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。
- (5) 重要な収益および費用の計上基準
 当社グループは、「機械製造販売事業」と「化学工業製品販売事業」を営んでおり、「機械製造販売事業」は主として遠心分離機等の製造・販売、「化学工業製品販売事業」は主に化学工業製品等の仕入・販売を行っています。これらの事業における主な履行義務は、商品又は製品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品又は製品を引き渡した時点で支配が顧客に移転することから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売は、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。顧客との契約における当社の履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、代理人としての手数料相当又は対価の純額を収益として認識しております。
 「機械製造販売事業」における工事契約に係る収益については、工事の進捗に伴い履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しますが、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積もることが出来ない工事については、原価回収基準にて収益を認識しております。
- (6) 重要なヘッジ会計の方法
 ① ヘッジ会計の方法
 繰延ヘッジ会計を採用しております。
 為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

- ② ヘッジ手段およびヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>	
為替予約	外貨建債権・債務の為替相場の変動	
- ③ ヘッジ方針

為替相場の変動に伴うリスクをヘッジするものであります。原則として実需に基づくものを対象としており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。
- ④ ヘッジ有効性の評価方法

当社が行っているヘッジ取引は、当社のリスク管理手法に従っており、為替相場の変動によるヘッジ手段とヘッジ対象との相関関係が完全に確保されていることを確認しております。

連結貸借対照表に関する注記

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,589,301千円

連結損益計算書に関する注記

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 事業整理損は、連結子会社である星際化工有限公司および星際塑料(深圳)有限公司を解散し清算することを決議したことに伴う損失であり、主に従業員に対する経済補償金等であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 2. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普 通 株 式	10,533,200株
---------	-------------
- 3. 配当に関する事項
 - (1) 配当金支払額

2024年1月30日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項	
配 当 金 の 総 額	698,478千円
1 株当たり配当額	70円00銭
基 準 日	2023年10月31日
効 力 発 生 日	2024年 1 月31日

2024年 6 月 7 日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項	
配 当 金 の 総 額	628,630千円
1 株当たり配当額	63円00銭
基 準 日	2024年 4 月30日
効 力 発 生 日	2024年 7 月 8 日
 - (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年 1 月30日開催の定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項	
配 当 金 の 総 額	818,217千円
配 当 の 原 資	利益剰余金
1 株当たり配当額	82円00円銭
基 準 日	2024年10月31日
効 力 発 生 日	2025年 1 月31日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金については安定性の高い短期の金融資産（元本確定）で運用し、また資金調達については、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行と当座借越契約を締結しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。またその一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主に業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動や為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。またその一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について取引先ごとの期日管理を行い、取引先ごとの販売限度額を設定することにより残高管理を行うとともに、取引先の信用状態を最低でも1年に1度以上見直し、販売限度額の更新を行う体制としております。

デリバティブ取引の契約先は、いずれも信用度の高い国内の銀行であるため、相手先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建ての債権・債務については、先物為替予約などによるヘッジを行い、為替リスクを最小限に止める努力をしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、営業取引および財務状況を勘案して保有状況を随時見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年10月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金ならびに電子記録債務は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから注記を省略しております。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	1,455,197	1,455,197	－
(2) デリバティブ取引（※）	23,924	23,924	－

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注）市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表価額は次のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	37,775
子会社株式および関連会社株式	30,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	1,455,197	－	－	1,455,197
デリバティブ取引 為替予約	－	23,924	－	23,924

（注）時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

賃貸等不動産に関する注記

「賃貸等不動産に関する注記」は、総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

機械製造販売事業においては品目区分に分解し、化学工業製品販売事業においては販売分野に分解した場合の内訳は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
機械製造販売事業	
機械	2,922,562
装置・工事	1,577,138
部品・修理	8,504,306
計	13,004,007
化学工業製品販売事業	
合成樹脂関連	4,523,698
工業材料関連	6,592,685
鉱産関連	6,329,673
化成品関連	9,633,030
機能材料関連	7,204,683
電子材料関連	4,679,978
その他(洋酒)	151,680
計	39,115,429
合計	52,119,436
顧客との契約から生じる収益	52,119,436
その他の収益	—
外部顧客への売上高	52,119,436

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記 4.会計方針に関する事項 (5)重要な収益および費用の計上基準」に記載の通りであります。なお、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間は通常1年以内であるため、重要な金融要素は含んでおりません。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度の収益の金額を理解するための情報
(1)契約資産および契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度期首 (2023年11月1日)	当連結会計年度期末 (2024年10月31日)
顧客との契約から生じた債権	17,198,404	17,865,634
契約資産	390,108	257,396
契約負債	483,376	850,261

契約資産は、一定の期間にわたり履行義務が充足される取引において、認識した収益に係る未請求の対価に対する権利に関するものです。なお、受領する対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権(売掛金、受取手形、電子記録債権)に振替えられます。

契約負債は、主に将来の履行義務に係る対価の一部を顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、前受金の受取りにより増加し、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、474,395千円であります。

(2)残存履行義務に配分された取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、1,225,486千円です。当該履行義務は、工事契約等に関するものであり、履行義務の充足につれて概ね2年以内に収益を認識することを見込んでおります。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 3,943円70銭
2. 1株当たり当期純利益 362円40銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	3,616,098千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	3,616,098千円
普通株式の期中平均株式数	9,978,260株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2023年11月1日から
2024年10月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金	
				配当引当 積立金	別途積立金
当 期 首 残 高	1,061,210	1,483,410	230,000	250,000	27,830,000
当 期 変 動 額					
別 途 積 立 金 の 積 立	－	－	－	－	1,000,000
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－
当 期 純 利 益	－	－	－	－	－
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	1,000,000
当 期 末 残 高	1,061,210	1,483,410	230,000	250,000	28,830,000

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	3,064,986	31,374,986	△364,148	33,555,457
当 期 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立	△1,000,000	－	－	－
剰 余 金 の 配 当	△1,327,108	△1,327,108	－	△1,327,108
当 期 純 利 益	3,148,511	3,148,511	－	3,148,511
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	821,402	1,821,402	－	1,821,402
当 期 末 残 高	3,886,389	33,196,389	△364,148	35,376,860

(単位：千円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	505,132	3,928	509,060	34,064,518
当 期 変 動 額				
別 途 積 立 金 の 積 立	－	－	－	－
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△1,327,108
当 期 純 利 益	－	－	－	3,148,511
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	65,251	12,670	77,922	77,922
当 期 変 動 額 合 計	65,251	12,670	77,922	1,899,325
当 期 末 残 高	570,384	16,598	586,982	35,963,843

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの：決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

商 品：移動平均法に基づく原価法（ただし、一部特定のものについては個別法に基づく原価法）

製 品 お よ び 仕 掛 品：個別法に基づく原価法

原 材 料：移動平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

2. 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産：定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）並びに、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備および構築物については、定額法によっております。

（少額減価償却資産）

取得価額10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

無 形 固 定 資 産：ソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金：債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金：従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

役 員 賞 与 引 当 金：役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

製品補償損失引当金：受注製品の損失に備えるため、また、製品の引渡後に発生する補償費用の支出に備えるため、個別に発生可能性を勘案し、その補償損失見込額を計上しております。

退 職 給 付 引 当 金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 重要な収益および費用の計上基準

当社は、「機械製造販売事業」と「化学工業製品販売事業」を営んでおり、「機械製造販売事業」は主として遠心分離機等の製造・販売、「化学工業製品販売事業」は主に化学工業製品等の仕入・販売を行っています。これらの事業における主な履行義務は、商品又は製品を引き渡す義務であり、顧客との契約に基づき商品又は製品を引き渡した時点で支配が顧客に移転することから、顧客に引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、国内販売は、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売は、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時に収益を認識しております。顧客との契約における

当社の履行義務が、財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する代理人としてのサービスであると判断される取引については、代理人としての手数料相当又は対価の純額を収益として認識しております。

「機械製造販売事業」における工事契約に係る収益については、工事の進捗に伴い履行義務が充足されるため、一定の期間にわたり収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しますが、履行義務の充足に係る進捗率を合理的に見積もることが出来ない工事については、原価回収基準にて収益を認識しております。

6. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ会計を採用しております。

為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

② ヘッジ手段およびヘッジ対象

ヘッジ手段

ヘッジ対象

為替予約

外貨建債権・債務の為替相場の変動

③ ヘッジ方針

為替相場の変動に伴うリスクをヘッジするものであります。原則として実需に基づくものを対象としており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

④ ヘッジの有効性の評価方法

当社が行っているヘッジ取引は、当社のリスク管理手法に従っており、為替相場の変動によるヘッジ手段とヘッジ対象との相関関係が完全に確保されていることを確認しております。

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社に対する短期金銭債権	166,315千円
同 短期金銭債務	290,783千円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	5,398,366千円

損益計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引高

営 業 取 引 高

売 上 高

663,642千円

仕 入 高

1,351,745千円

その他の営業取引高

81,395千円

営業取引以外の取引高

679,350千円

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 当事業年度末における自己株式数

普 通 株 式

554,940株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付信託	136,677千円
退職給付引当金	6,947千円
賞与引当金	581,712千円
製品補償損失引当金	118,367千円
投資有価証券評価損	9,214千円
貸倒引当金	7,250千円
減損損失	25,050千円
未払事業税	51,417千円
関係会社株式評価損	401,258千円
棚卸資産評価損	80,327千円
その他	67,306千円
繰延税金資産小計	1,485,530千円
評価性引当額	△153,060千円
繰延税金資産合計	1,332,469千円
繰延税金負債	
其他有価証券評価差額金	△238,472千円
前払年金費用	△569,718千円
固定資産権利変換益	△660,793千円
繰延ヘッジ損益	△7,325千円
繰延税金負債合計	△1,476,309千円
繰延税金負債の純額	△143,840千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.46%
住民税均等割	0.36%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.44%
役員賞与損金不算入額	0.91%
評価性引当額	△2.44%
雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除	△2.70%
その他	△0.42%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.35%

1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,604円22銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 315円54銭 |
- 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	3,148,511千円
普通株式に係る当期純利益	3,148,511千円
普通株式の期中平均株式数	9,978,260株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。